

各県立学校長 様

保健体育課長  
高等学校課長  
特別支援教育課長

### 新学期における新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起について

新型コロナウイルス感染症については、連日、全国で多数の感染者が確認されており、8月9日には島根県の私立高等学校において大規模なクラスターが発生する等、学校における感染事例も複数報告されています。

まもなく新学期が始まる学校もあることから、県立学校においては、改めて感染拡大防止の取組を徹底していただきますようお願いします。

特に、夏季休業中は旅行や部活動の遠征等、県内外での往来が活発になっていることを考慮し、新学期に学校においてクラスターが発生しないように、「学校の新しい生活様式」(文部科学省 8月6日付け Ver. 3)の行動基準を踏まえ、感染予防及び健康管理の徹底を図るほか、下記についても徹底をお願いします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

### 記

#### 1 健康管理の記録について

始業式から2週間程度、体温や体調不良の有無等について記録を残すなどの健康管理を実施すること。また、可能であれば、始業式以前の健康状態も把握すること。

#### 2 風邪等の症状のある児童生徒及び教職員への対応の徹底について

発熱等の症状がある児童生徒及び教職員は、症状が無くなるまで自宅で休養すること※。また、発熱等の症状があり、心配や不安がある場合は、新型コロナウイルス健康相談センター(TEL:088-823-9300)へ相談したり、医療機関を受診すること。

※令和2年3月30日付け元高保体第852号 「県立学校等において教育活動再開後に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置について」

※令和2年4月6日付け2高教福第24号 「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について(通知)」の一部改正について

#### 3 感染者が確認された場合の対応について

令和2年4月13日付け2高保体第25号「県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」に基づき、学校において感染が拡大しないように迅速な初期対応を行うこと。

#### 4 部活動について

- 運動部活動では、マスクを外して運動を行うことが多いことから、運動前後の手洗いや、こまめな換気、消毒液の使用（共用の道具や、よく触れる場所の消毒）等の基本的な感染症対策を徹底すること。また、不必要な大声やかけ声は慎むこと。  
※緊急事態宣言解除以降の感染拡大の傾向において、感染が発生した場所での共通する条件は「3密」と「大声」であることが判明しています。
- 毎日検温を行い、体調不良がないかを確認する等、健康管理を徹底すること。また、体調の悪い生徒については、大会や練習に参加させないこと。
- 県外への遠征又は交流試合を行う場合は、【別添】都道府県別感染者数の推移を参考にし、慎重に判断すること。

#### 5 寮や寄宿舎における感染症対策について

- 寮や寄宿舎は多人数が共に生活する場であることを念頭におき、感染症対策を徹底すること。
- 複数の人が触れる場所（ドアノブやスイッチ等）は定期的に消毒すること。
- 手洗い、こまめな換気を行うこと。
- 食堂で一緒に食事をする場合は、食事開始までマスクを着用し、食事中の会話は控えること。また、対面で座らない、できる限り距離を空ける等の工夫を行い、必要であれば人数制限を行うこと。
- 寮や寄宿舎の規模等にもよるが、可能ならば一人部屋にすることを検討すること。

※一般社団法人日本旅館協会等によって作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（第1版）（5月14日公表、同21日一部改訂）も参考にしつつ、施設の規模や実情に応じて感染症対策を行うこと。

**【担当】 高知県教育委員会事務局**

高等学校課	山中、岩河	(088-821-4907)
特別支援教育課	濱口、吉井	(088-821-4741)
保健体育課	北村、廣田、池知	(088-821-4928)